

◇===== [第 13 号] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報

2019年5月1日

◇=====◇

季節は移って初夏の頃となりました。既に我が家の周辺ではツバメが飛び交っております。

暖冬の影響もあってか、今年のツバメの初見日は昨年よりも早くなったように思います。個人的には宝塚市の中山寺駅でツバメを見かけたのが4月7日、自宅で確認したのが4月19日でした。

こうした自然の移ろいとは別に、人工的に時代を区分しようとするのが改元です。先月も少し触れましたが政府は昨日まで「平成」としていた元号を本日から「令和」に変更しました。自然現象や歴史の歩みとしては何の意味もない行為ですが、政治的には意味があるものと考えられます。ところでこの「令和」の出典を万葉集にあると政府は説明しましたが、本当は違うのではないかと個人的には思っております。

唐詩選の中に、「奉和春日出苑矚目應令」（唐詩選、賈曾）という七言律詩がありまして、これは

「春の日、苑に出でしときの矚目」に和して応令を奉る」

と読みます。

賈曾(かそう)という詩人が、時の皇太子に命じられて創作した詩を奉ったという事なのですが、注目のキーワードは「応令」です。他に似た言葉として「応制」というのがありまして、こちらが皇帝に命じられて創作する詩を指すのに対して、「応令」は皇太子の命令によって創作する詩を言うそうです。(出典はWeb 漢文大系)。

で、私が何に引っかかっているのかというと、今回の改元は生前譲位に基づくもので、新たな元号を必要としたのは時の皇太子であるという点です。「応令」そのものが「命令に応じて作られた詩」ということですから、令の意味は命令の意味あいが強くなります。かつ「春日出苑矚目」が皇太子の作った詩のタイトルですから、皇太子の意を汲んで和すということであれば、もはや「令和」という言葉に込められた意識としては「命令には和して応じよ」という事なのではないかと思うわけです。この元号を最終的に選択したのは安倍晋三氏だそうですが、彼にはそんな教養はないでしょうから、側近の誰かが考えたのかも知れません。ある意味安倍が次の時代にかけた呪詛のようなものかも知れません。

万葉集の梅の花の歌の解説からとったというのも、和文にしては採ってきた文字の間隔が不自然に開いていますし、私の説の方が説得力を持っているよう

にも思うのですが、どんなものでしょうか。

ちなみに賈曾に詩の創作を命じたこの唐の皇太子、のちの玄宗皇帝だそうです。唐代最高の名君にして同時に楊貴妃との恋に溺れて国を傾けた逸話で知られております。

□===== [理論解説] =====□

さて今回は前回に引き続いて生産力の発展に伴って生じる事態について、見ていきたいと思います。今回は二つの対応策、(a)労働者 10 人のうち 2 人を他の産業分野へ移動させるか、(b)労働者の労働時間を 8 時間から 5.4 時間に短縮する（賃金は変わらず）の二つについて触れていきます。

別な表現での繰り返しになりますが、生産力の発展は一人の労働者の生産する製品やサービスが支えることのできる生活者が増えるという事でもあります。現実の社会においては、それぞれの産業分野での生産力の発展にはかなりの違いが生じることは当然の前提として考えておく必要があります。特に工業生産分野など、生産工程に自動機械を導入する条件が作りやすいところは生産力の発展は急速に進むでしょうし、そうした条件の作りにくいところは急速な生産力の発展は期待しにくい。自動機械を導入しにくい分野でいえば、教育・研究部門や医療や福祉の現場ということになるでしょう。

こうした自動機械の導入による生産力発展の差異を前提に考えれば、(a)と(b)の対応策はいずれか一方のみが進むというものではなく、現実の産業分野の状況によって不均衡ではあるものの同時的に進行するものと考えるのが妥当でしょう。例えば極端生産力の発展が生じた産業分野では見かけ上の余剰人員が生じるため、他の産業分野に労働者を移動させることと、当該産業分野での労働者一人あたりの労働時間を短縮させることも可能になります。

異なる産業分野での労働者の移動には、教育訓練なども必要となりますので、こうした教育訓練機会を保障し、その間の労働者の生活を保障する制度も必要となります。これは社会の運営機関である国の責任で行うこととなります。また労働時間の短縮については、業種間でのばらつきが大きくなると等価交換の原則上様々な不都合が生起することもあり得ますので、こちらについても国による労働時間の上限規制とともに、週当たりの勤労時間の目安を公示するなどの、資本主義的な経済制度の下ではちょっと想像できなうような政策が必要とされるかもしれません。

いずれにしても、自動機械の導入による生産力発展の利益を労働者と社会全体の利益になるのは、等価交換の原則が貫徹される社会主義的経済ならばこそです(註 1)。特に常に多くの人々の才能が求められる研究機関は、多くの労働者

の受け入れを行うこととなります。(この受け入れは実際には企業からの移動というよりは、新規に採用するはずの新たな労働者を研究機関に受け入れるという形をとることが多いと思いますが、もちろん現場の研究者が移動するというケースも多々あるかと思われます。) その中でも基礎研究については、その体制を保障するための教育研究予算も国の責任で手厚くする必要があります。社会主義の社会においては、実学優先の資本主義社会とは異なり、人類全体の知識を増やすことに大きな意義づけを行います。このことについては次回以降に触れる機会があると思います。

さてここまで二か月にわたって生産力の発展とその社会への影響について見てきました。既にお気づきになられた方も多いかと思いますが、生産力の発展を即そのまま国内の国民・労働者に還元するという事は実はそう単純なことではありません。特に現代の経済は国境を越えた、世界的な分業と協業によって成り立っているために、一国の政府の国内政策だけでは自国の経済を思うままに制御することが難しくなっているのです。

そこで重要となってくるのが「政治」ということとなります。本来「政治」あるいは「政策」というものは、社会をどのように運営していくのかという方針であるべきなのです。同時に「政治」は現実の経済制度の上に成り立つ構造物の一部である(註2)ため、現在の「政治」は資本主義的経済制度をどう運営するかという方針になっています。したがって、当然のことですが、現在の「政治」は資本主義的経済制度を牛耳っている資本家と呼ばれる人たちの利益を守るための方針しか示さないわけです。

例えば、

- (1) 発展途上国との交易をめぐる政策。途上国の生活水準を低く抑えることによって、農産物や鉱工業資源などの一次産品を安価に輸入して、自国の資本主義的企業の搾取効率を高める。
- (2) 先進国間での交易をめぐる政策。自国の資本主義的企業の利益の代弁者として、貿易ルールなどを交渉する。
- (3) 国内諸政策。自己保身のために有利な制度を策定する。また資本家の間の利益を調整するとともに、その利益がより多く確保されるような経済政策を策定する。

この場合、資本家個々の間での利害関係と資本家全体の利害関係を調整するための装置として、産業分野ごとに利益を代表する政治家は異なる派閥や政党を組織して互いに対抗しながらも、資本家全体の不利益となる勢力(反資本主義勢力)の政治勢力に対しては共同して対抗するように行動する。

といった政策をとります。

そこで次回からは、この政治過程についての検討を進めていきたいと思ひます。

註1 資本主義的な経済制度の下での自動機械の導入による生産力発展が、労働者の利益にならないことは現在の経済学者が指摘するところでは。例えば摂南大学の野口義直准教授は。資本による AI とロボットの利用が引き起こす問題として、「機械と労働者の競争は激化し、失業の恐怖による賃金切り下げ圧力は強まる。人口の大多数である賃金労働者（失業者、半失業者を含む）は、自らの再生産費用以下の賃金しか得られず、世代的再生産が不可能となり人口減少が進む。」と述べておられます。（出典「AI と資本主義の未来」、『経済』2018年12月、36頁）

註2 カール・マルクスは『経済学批判』の序言において次のように述べています。「人間は、彼らの生活の社会的生産において、一定の、必然的な、彼らの意思から独立した諸関係に、すなわち、彼らの物質的生産諸力の一定の発展段階に対応する生産諸関係にはいる。これらの生産諸関係の総体は、社会の経済的構造を形成する。これが実在的土台であり、その上に一つの法律的小よび政治的小上部構造がそびえたち、そしてそれに一定の社会的諸意識形態が対応する。物質的生活の生産様式が、社会的、政治的小よび精神的生活過程一般を制約する。人間の意識が彼らの存在を規定するのではなく、彼らの社会的存在が彼らの意識を規定するのである。」（出典 『経済学批判』 マルクス・エンゲルス全集 13巻 8-9頁 MEGA 表記 大月書店）

□=====□

★===== [コラム] =====★

改憲派宣言。

5月3日は憲法記念日で、この日には毎年、改憲派と護憲派がそれぞれに集会を開催しております。

ところで改憲というと、大方の皆さんは九条を巡るものと思われるかもしれませんが、その他の条項を変えることも一応は改憲と呼ばれてしかるべきなのかもしれません。その意味では唯物論的社会契約論を唱える者としては、改憲派を名乗るべきなのかもしれません。もちろん改憲を求める条項は九条ではありません。九条堅持は唯物論的社会契約論の立場からは当然の要請です。

ではどの条項を変えるべきだと主張するのか。それは二十五条です。日本国憲法を見ていくと、前文に続いて第一条から第八条までが天皇に関する規定、

そして有名な第九条と続き、第十条から第四十条までが国民の権利と義務に関する規定となっております。(第四十一条から最後の第百三条はここでは話題にしません。)

憲法では国民の義務を3点規定しています。それらは第二十六条の教育の義務、第二十七条の勤労の義務、第三十条の納税の義務です。これらは社会そのものの再生産を考えるうえで国民に対して課される義務として極めて合理的なものと言えます。ところが、国民、すなわち個人と、社会すなわち国家との間の基本的な社会契約として見た時に、国が果たすべき義務が明瞭にされていないという問題があります。かろうじてそれに相当する条文が憲法第二十五条ということになるわけですが、この表現がいささか気に入らないのであります。

第二十五条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

国民(個人)と社会(国)の社会契約を規定するのであれば、本来「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という表現ではなく、「国は、すべて国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障しなくてはならない。」

という表現であるべきなのではないか。これが唯物論的社会契約論からの異議申し立てであります。この文言を改めれば、被災地の再建は個人の住宅の再建も含めて国の義務とすることができます。

これが唯物論的社会契約論からの提言です。五月三日の憲法記念日を前にぜひ考えてみていただければと思います。

★=====★

●====[時事批評]=====●
今回はお休みします。

●=====●

次回の発行は6月1日を予定しております。